

指導行政のポイント

中教審“義務教育特別部会報告”を読む

菱村 幸彦

7月19日、中央教育審議会・義務教育特別部会から審議経過報告が公表された。特別部会では、地方6団体以外のほとんどの委員が国庫負担制度の存続を求めたが、同報告では存続論と廃止論の両論併記となっている。「(そうしないと)地方6団体が席を立つおそれがあった」(『日本経済新聞』25日付)ためだという。

中山文部科学相は、地方6団体が主張する国庫負担金廃止論は「完全に論破されている」(『朝日新聞』23日付)と述べているが、最終的に政治決着に持ち込まれたとき、どうなるかは予断を許さない。

以下に、同報告の主な論点について「Q & A」で紹介してみよう(Qは地方6団体の見解、Aは多数委員の見解)。

観点1：教育の質の向上

Q 一般財源化すれば、住民は自分の納めた税の用途である学校をより厳しい目で見ると、教員の自覚が高まり、教育の質の向上につながる。

A 住民が厳しい目で見ると、教職員の自覚が高まるかは、一般財源化により生じるものでない。

Q 国庫負担制度と義務教育の根幹維持とは関係ない。現在 義務教育費で国の負担は3割に満たず、これを一般財源化してもなんら影響はない。

A 義務教育の根幹について国は責任をもつべきで、一定の負担を行うべきだ。地方負担が7割を超える現在も住民意識が低いなら、残り3割を一般財源化しても意識は高まらないのではないか。

Q 一般財源化により地域ぐるみで教育を支えようという意識が高まり、地域の資源や人材を生かした教育が展開できる。

A 国庫負担制度が地域ぐるみの教育の妨げになっていることはない。

観点2：財源確保の確実性

Q 国庫負担金が100%税源移譲されれば、地方財政全体では財源不足は生じない。過不足は地方交付税で財源調整できる。

A 地方交付税の総額は抑制方向にあり、財政力の弱い県ほど交付税削減の打撃が大きい。

Q 教職員給与費は義務標準法に基づき基準財政需要額に算入されるから、一般財源化されても教職員の確保が困難になることはない。

A 一般財源は用途が自由で、拘束性がない。実際に、すでに一般財源化されている教材費、教員旅費、図書費等は基準財政需要額を下回っている。

Q 地域住民の最大関心事は教育だから、一般財源化されても教育費の適正支出は担保される。必要なら義務標準法を基準法に改めればよい。

A 負担金の一般財源化と標準法の強化論は、矛盾ではないか。標準法どおり教職員配置するなら、国庫負担金を一般財源化する必要はない。

Q 高校は一般財源化されているが、問題はない。

A 高校は、自治体の財政力に応じてどう設置するか自由だが、義務教育は過疎地や離島にも学校を設置し教職員を配置しなければならない。

観点3：地方の自由度の拡大

Q 一般財源化により、教職員配置や学級編制の多様な取組みができ、給与費を削って他の教育費に回すなど効果的な予算配分ができる。

A 教職員配置や学級編制は標準法の問題で、国庫負担金の存廃とは関係がない。総額裁量制の導入により、県が独自に給与費を削減し、他の教育費に回すことはすでに可能だ。

Q 総額裁量制が導入されても、国庫負担金がある限りいちいち文科省に確認しなければならない。

A 総額裁量制は、自治体の裁量が発揮されるようになっている。文科省の承認を求めなければならないようなものはない。

Q 義務教育費国庫負担金が、国から地方への上意下達型行政の弊害の最たるものだ。

A 地方が拘束を感じるのは、国庫負担制度の問題よりは教育行政にかかわる法令の問題ではないか。仮に国の権限を都道府県に移したとしても、縛る主体が国から都道府県に変わるだけなら、現場の裁量拡大という点では意味がない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載